

現行の福島県廃棄物処理計画における施策等の取組状況

現行の福島県廃棄物処理計画においては、一般廃棄物及び産業廃棄物について平成22年度における目標値を定めており、目標値達成のための施策等を掲げているが、施策等の取組状況は以下のとおりである。なお、頁は現行の廃棄物処理計画の頁を示す。

1 一般廃棄物関係

| No. | 事項 | 頁 | 内 容 | 担当課 | 施策等の取組状況 |
|-----|---------|----|--|--------|--|
| 1 | 意識改革の推進 | 17 | ・使い捨て型から廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化を一層推進し、循環型社会への転換を促進する。 | 一般廃棄物課 | ・平成18年度、平成19年度の2年度にわたり、県内6方で「ごみ減量化・リサイクル」キャンペーンキャラバンを実施した。 |
| | | 24 | ・ごみ減量化やリサイクルなどに関する情報発信を行うとともに、県民が主導する「もったいない運動」を支援することにより、減量化意識の啓発を図る。 | 環境共生課 | ・県は、平成20年2月16日に「もったいないネットワーク福島」へ参加した。 ・「もったいない50の実践」に関する絵画コンクールを開催し、優秀作品を掲載したカレンダーを作成・配布し普及啓発を図った。 H18年度 応募校数 244校、応募作品 1,924点、H19年度 応募校数 304校、応募作品 3,365点 H20年度 応募校数 349校、応募作品 4,529点、H21年度 応募校数 364校、応募作品 5,300点 |
| | | 24 | ・小売店などに対し、ごみの減量化・リサイクルに関する積極的な取組みを行うよう啓発を実施する。 ・生産者に対し、廃棄物の発生抑制からリサイクルまで生産者が責任を負うという考え方に立った生産体制が促進されるよう啓発を実施する。 ・毎年10月を「うつくしま、ごみ減量化・リサイクル月間」として、市町村、事業所及び商工会等とともに、ごみ減量化・リサイクル推進の県民運動として展開する。 | 一般廃棄物課 | ・平成18、19年度の2年度にわたり、県内6方で「ごみ減量化・リサイクル」キャンペーンキャラバンを実施した。 ・平成20年度から22年度に「ごみ減量化コンクール」を実施、事業系ごみ削減のための取組みを実施した。 |
| | | 24 | ・市町村と連携して、計画の目標達成状況やごみの減量化・リサイクルに関する実践事例などの情報を県民・事業者提供提供する。 | 一般廃棄物課 | ・毎年度、一般廃棄物処理の状況を県のホームページに掲載している。 ・平成21年度に「ごみ減量化コンクール」表彰者(12事業者)の取組結果、実践取組事例等を県のホームページに掲載した。 |
| | | 24 | ・リサイクルに貢献している住民団体、学校、事業所等への表彰等を通じて、その活動を広く知らせる。 | 一般廃棄物課 | ・平成20年度から行っている「ごみ減量化コンクール」において、優秀な事業所を表彰し、その活動を県のホームページ、各種メディアを通じてごみ減量化を呼びかけた。 |
| 2 | 環境教育の推進 | 17 | ・ごみ減量化・リサイクルに対する知識を育てるため、県民、事業者に対する環境教育の推進を図る。 | 環境センター | ・「廃棄物学習の環づくり事業」:H21年度 31講座 1,005名参加 ・「ごみの未来を考える親子見学会」:H18年度～H21年度 16回開催 1,199名参加 |
| | | 25 | ・市町村、学校教育で使用する副読本、パンフレット等を作成する。 | 環境センター | ・平成21年度から行っている「廃棄物学習の環づくり事業」(出前講座)において、パンフレット(「ごみの未来」8ページ、100部)を作成して、ごみ減量化、リサイクルの推進についての普及・啓発を図った。 |
| | | 25 | ・ごみ減量化・リサイクル推進に係る研修会等へ福島県環境アドバイザーや職員を派遣する。 | 環境センター | ・環境アドバイザー及び県職員を「暮らしと環境の県民講座」に派遣した。 H18年度 20回派遣 1,613名受講(うち廃棄物・リサイクル関係 5回派遣、492名受講) H19年度 9回派遣 537名受講(うち廃棄物・リサイクル関係 3回派遣、233名受講) H20年度 26回派遣 1,542名受講(うち廃棄物・リサイクル関係 7回派遣、483名受講) H21年度 17回派遣 1,135名受講(うち廃棄物・リサイクル関係 3回派遣、138名受講) |
| | | 25 | ・県民・事業者等へ、環境学習の機会や様々な情報を提供する。 | 環境センター | ・「環境保全推進員(うつくしまエコリーダー)養成講座」 H18年度 41名認定、H19年度 36名認定、H20年度 36名認定 1,583名認定(累計) ・「環境セミナー、エコアクション21」 H18年度 3講座 357名受講、H19年度 3講座 262名受講、H20年度 2講座 79名受講、H21年度 2講座 57名受講(※H20～H21は、エコアクション21のみの数) ・「化学物質リスクコミュニケーション推進セミナー」 H20年度 1回 60名受講、H21年度 1回 62名受講 等 |

| No. | 事項 | 頁 | 内 容 | 担 当 課 | 施策等の取組状況 |
|-----|-----------------|----|--|--------|--|
| 3 | 過剰包装防止対策の実施 | 25 | ・ごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組む県内の小売店・事業所などを「うつくしま、エコ・ショップ等」と認定し、広報周知を行う。 | 環境共生課 | ・平成13年度から「うつくしま、エコ・ショップ等」の認定を実施している。H21年度 2,355件(累計) |
| | | 25 | ・マイバッグ・マイバスケットのキャンペーンを展開し、レジ袋削減を促進する。 | 環境共生課 | ・10月に実施している「環境にやさしい買い物推進キャンペーン(マイバッグ・マイバスケット持参、レジ袋の使用削減等)」参加店数 H18年度 1,616店、H19年度 1,750店、H20年度 1,751店 ・レジ袋無料配布中止(レジ袋削減)の取組み 平成21年4月に「福島県におけるレジ袋の削減に関する協定～地球にやさしい“ふくしま”ストップ・ザ・レジ袋～」を締結し、6月1日から14事業者159店舗がレジ袋無料配布中止の取組みを開始。なお、県民等への周知のため、ポスター、チラシ、啓発グッズの作成・配布、ラジオ、新聞、ホームページにより周知した。 ・平成21年度末の「ストップ・ザ・レジ袋実施店」参加登録店舗数は、次のとおり。 ①県協定 14事業者 173店舗(マイバッグ持参率(平均)約85%)、②市協定 16事業者 23店舗、③参加登録 46事業者 73店舗、④合計 76事業者 269店舗 ・平成21年度に手作り「マイバッグ(お買い物バッグ)」コンテストを実施。参加数 656作品、最優秀賞 2作品、優秀賞 6作品等。 |
| 4 | 不要品交換事業の推進 | 17 | ・フリーマーケットやバザー等の開催を積極的に推進する。 | 一般廃棄物課 | ・毎年度、5月30日から6月5日までの「ごみ減量・リサイクル推進週間」にあわせて、各市町村等がごみの排出抑制、再生利用による減量やリサイクルの推進に関係する事業を行っている。この中でフリーマーケットやパネルの展示、リサイクル関連ビデオ上映、体験・実演コーナーを設けたり、資源物回収等が行われている。 |
| 5 | 自家処理の推進 | 17 | ・ごみの減量化のため、排出者自らがごみ処理を行うことも有効。特に重量で大きな割合を占める生ごみの資源化(堆肥化)を積極的に推進する。 | 一般廃棄物課 | ・毎年度開催している「市町村等廃棄物行政担当課長会議」等において、生ごみの資源化等の推進を説明している。 |
| | | 25 | ・生ごみ処理機やコンポスト容器等への助成策を実施していない市町村へ、助成制度の導入を促す | 一般廃棄物課 | ・平成19年度は49市町村、コンポスト容器744個、電動式生ごみ処理器604個の助成を行った。 |
| 6 | 事業系ごみの減量化対策 | 17 | ・環境マネジメントへの積極的な取組み等により、事業者から排出されるごみの減量化対策を促進する。 | 環境共生課 | ・中小企業の事業所に対して、環境マネジメントシステム(ISO14001、エコアクション21)に関する説明会等を開催した。 H18年度 3講座 357名受講、H19年度 3講座 262名受講、H20年度 2講座 79名受講、H21年度 2講座 57名受講(※H20～H21は、エコアクション21のみの数) |
| 7 | ごみ処理有料化の推進 | 17 | ・生活系ごみの有料化を積極的に推進する。 | 一般廃棄物課 | ・平成22年6月末現在、27市町村がご処理有料化を実施している。平成22年10月1日から会津坂下町がごみ処理有料化を実施予定である。 ・平成21年度に策定した「福島県環境基本計画(第3次)」において、ごみ処理有料化実施市町村数の目標値を定めており、平成26年度の目標値は40市町村としている。また、市町村等に対しては、各種会議や研修会の開催を通じて、先進事例の紹介や関連情報の提供を行っている。 |
| | | 25 | ・ごみ処理有料化について情報収集や調査等を実施し、市町村へ情報提供を行う。 | 一般廃棄物課 | ・市町村等に対して、各種会議や研修会の開催を通じて、先進事例の紹介や関連情報の提供を行っている。 ・毎年度、「福島県の一般廃棄物処理の状況」を取りまとめ、市町村及び一部事務組合等に情報提供するとともに県のホームページに掲載している。 |
| 8 | 容器包装リサイクル法への取組み | 17 | ・H18年度中に県内全域で全10区分の分別回収を行う | 一般廃棄物課 | ・県内では、平成18年度中に全市町村が10区部の分別回収を行った。 |
| 9 | 家電リサイクル法への取組み | 17 | ・消費者、小売店、家電製造業者等は、それぞれの役割分担に応じた取組みを行う。 | 一般廃棄物課 | ・毎年5月に市町村等廃棄物行政担当課長会議を開催し、家電リサイクル法に基づき、適正な排出、収集・運搬、再商品化について依頼している。 |
| 10 | 資源有効利用促進法への取組み | 18 | ・事業系パソコン、小型二次電池、家庭用パソコンについて自主回収、再資源化のリサイクルを推進する。 | 一般廃棄物課 | ・毎年5月に市町村等廃棄物行政担当課長会議を開催し、資源有効利用促進法に基づき、適正な排出、収集・運搬、再商品化について依頼している。 |

| No. | 事項 | 頁 | 内 容 | 担 当 課 | 施策等の取組状況 |
|-----|----------------|-------|---|------------------|---|
| 11 | 自動車リサイクル法への取組み | 18 | ・自動車製造業者や引取業者等の事業者と自動車所有者がそれぞれの役割を担い、使用済み自動車のリサイクルを推進する。 | 不法投棄対策室 | ・自動車リサイクル法に基づき、引取業、フロン回収業、破砕業、解体業の登録・許可を実施。 ・自動車メーカー(国内21社)ごとのシュレッダーダストの再資源化率(%)の実績は、次のとおり。 H18年度 64～75%、H19年度 64～78%、H20年度 72～81% |
| 12 | 建設リサイクル法への取組み | 18 | ・県民、事業者、行政がリサイクルシステムづくりに積極的に取り組む | 建築指導課 | ・建設リサイクル法に基づく建設工事等の届出件数(7建設事務所及び5市)は、次のとおり。 H18年度 4,672件、H19年度 4,582件、H20年度 4,212件、H21年度 3,861件。 |
| 13 | 食品リサイクル法への取組み | 18 | ・県民、事業者、行政がリサイクルシステムづくりに積極的に取り組む | 循環型農業課 | ・食品リサイクル研修会及び現地見学会を開催している。 H18年度 90名参加、H20年度 162名参加、H21年度 140名参加。 |
| 14 | 各種リサイクル法への対応 | 25 | ・各種リサイクル法が円滑に実施されるよう、市町村に適切な情報提供や支援に努める。 | 一般廃棄物課 | ・国からの通知や情報提供があった際には、速やかに情報提供等を行うとともに、随時、市町村からの問い合わせ等に対しては、適切に対応を行っている。 |
| 15 | 集団回収の促進 | 18 | ・古紙や古繊維等の集団回収を通じてリサイクル活動への住民の参加を促進する | 一般廃棄物課 | ・平成20年3月末日現在、32市町村が住民団体等による集団回収に対して援助措置を行っている。 |
| | | 25 | ・廃棄物処理法に基づく廃棄物再生事業者の登録制度を活用し、優良な再生事業者の登録を行い、市町村等に情報提供を行う。 | 一般廃棄物課 | ・平成22年7月末日現在、33事業所が登録を受けている。登録事業者は、県のホームページに掲載して情報提供を行っている。 |
| 16 | リサイクル製品の製造促進 | 18,26 | ・リサイクル製品等の製造促進に努める。 ・リサイクル製品等の使用促進に努める。 | 一般廃棄物課 | ・平成18年度から平成19年度に「ごみ減量化・リサイクルキャンペーンキャラバン」、平成20年度から平成22年度に「ごみ減量化コンクール」を展開し、リサイクル製品等の製造促進に努めた。 |
| | | 26 | ・「うつくしま、エコ・リサイクル製品」の認定を行う。認定商品を積極的に使用する。 | 環境共生課 技術管理課 | ・H18年度 2製品認定、H19年度 3製品認定、H20年度 2製品認定、H21年度 3製品認定 ・その他、「エコ・リサイクル製品等使用拡大支援事業」、「エコ・リサイクル製品品質確認調査事業」を行っている。(環境共生課) ・県の認定製品の利用状況：H20年度 15箇所 5製品 計1,988千円、H21年度 2箇所 1製品 計970千円(技術管理課) |
| 17 | 資源化施設の整備 | 18,25 | ・粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザなど資源化施設の整備を推進する。 ・市町村が行う施設の整備に対し技術的な助言等を行うとともに、環境保全と効率化を図るため広域的な設置を促進する。 | 一般廃棄物課 | ・資源化施設(粗大ごみ処理施設以外)は、平成17年度に3施設、平成18年度に1施設整備。 ・国の循環型社会形成推進交付金制度に基づいて市町村等が施設整備を行う際、県において情報提供や技術支援を行っている。 |
| 18 | 溶融スラグの再生利用 | 18 | ・焼却灰等の再生利用を図るため、溶融固化施設によるスラグ化を推進する。 | 一般廃棄物課 | ・溶融固化施設によるスラグ化は、平成18年度に1施設、平成20年度に1施設がそれぞれ稼働している。 |
| 19 | たい肥化施設の整備 | 18 | ・生ごみのたい肥化推進のため、汚泥再生処理センター、コンポスト化施設などの整備を推進する。 | 一般廃棄物課 循環型農業課 | ・平成17年度から21年度まで4市町村の自治体に対して、バイオマス利活用整備交付金によりたい肥製造施設が整備されている。 |
| 20 | 施設の整備手法の調査研究 | 19 | ・廃棄物処理施設の整備手法について、メリット、デメリットを比較検討しながら調査研究を行う | 一般廃棄物課 | ・国の循環型社会形成推進交付金制度に基づいて市町村等が施設整備を行う際、県において情報提供や技術支援を行っている。 |
| 21 | 再生事業者との連携 | 19 | ・リサイクルを推進するため、再生事業者との連携の強化に努める。 | 一般廃棄物課 | ・廃棄物再生事業者登録制度により、優良な再生事業者の育成、廃棄物の再生利用を推進している。 平成22年7月末日現在33事業所が登録。登録事業者は、県のホームページに掲載して情報提供を行っている。 ・登録事業者数 H18年度 1、H19年度 1、H20年度 1、H21年度 2 |
| 22 | 市町村との連携・支援 | 26 | ・ごみ減量化・リサイクルに関する事業などについて、市町村と連携するとともに、情報提供や技術的支援を行う。 | 一般廃棄物課 | ・平成20年度から実施している「ごみ減量化コンクール」では、事業者の参加のみならず、全市町村が参加し、ごみ減量化・リサイクルを推進している。 |
| 23 | その他(国への要望) | 26 | ・廃棄物処理施設整備に係る財政的支援を国に要望する。 | 一般廃棄物課 | ・跡地利用のない焼却炉解体の交付金対象化について、全国環境衛生・廃棄物関係課長会や全国都市清掃会議等へ要望している。 |

| No. | 事項 | 頁 | 内 容 | 担 当 課 | 施策等の取組状況 |
|-----|------------------|----|--|--------|--|
| 24 | 一般廃棄物の自区域内処理 | 27 | <ul style="list-style-type: none"> ・福島県ごみ処理広域化計画(H11年策定)に基づき、県内7ブロックでごみ焼却施設等の集約化を行う。 ・ブロック内で収集運搬から最終処分まで一連の処理を完結して行うことができるよう自区域内処理体制の整備を図る。 ・広域的なリサイクルシステムが円滑に機能するよう廃棄物の発生量及び質に即した適正処理体制の確保を図る。 ・特に、最終処分については、早急にごみ処理広域化体制の整備を進め、市町村等の直営施設で行う。 | 一般廃棄物課 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度に「福島県ごみ処理広域化計画」の見直しを行い、ごみ焼却施設については、現在の23施設を維持し、可能な限り平成30年度以降の整備の方向を示すこととした。県としては、引き続きごみ処理広域化ブロック別検討会に参画し、技術的助言を行うなどして集約化に向けた取組みを支援していく。 |
| 25 | 適正処理体制の推進(1)ごみ処理 | 28 | <ul style="list-style-type: none"> ・県は、市町村域を越えたりサイクルシステム等について、必要な助言や技術的な支援を行い、整備の促進を図る。 | 一般廃棄物課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理広域化ブロック別検討会等に県が参画し、助言や技術的な支援を行っている。 |
| 26 | 適正処理体制の推進(2)生活排水 | 28 | <ul style="list-style-type: none"> ①下水道や農集排施設及び合併浄化槽の設置を促進する。 ②猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域では、高度処理可能な浄化槽設置を推進する。 | 一般廃棄物課 | <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置整備事業(個人設置型)、浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)、高度処理型浄化槽整備事業により、合併処理浄化槽の整備を進めている。 ①浄化槽設置整備事業(個人設置型) 3,695基(18年度)、3,412基(19年度)、3,153基(20年度)1,257基(21年度) ②浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 258基(18年度)、226基(19年度)、151基(20年度)、173基(21年度) ③高度処理型浄化槽整備事業(上記2事業の内数) 50基(17年度)、45基(18年度)、35基(19年度)、30基(20年度)、32基(21年度) |
| 27 | 適正処理体制の推進(2)生活排水 | 28 | <ul style="list-style-type: none"> ・単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽への早期の転換を促進する。 | 一般廃棄物課 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度から単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去費補助を新設し、合併処理浄化槽への転換促進を図っている。 |
| 28 | 災害廃棄物等の処理体制の確保 | 29 | <ul style="list-style-type: none"> ・県は、処理体制の助言、広域的な処理体制や被害情報収集体制の確保、関係市町村や関係団体との連絡調整を行う。 | 一般廃棄物課 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎年5月に市町村等廃棄物行政担当課長会議を開催し、災害廃棄物処理計画の策定、見直しを依頼している。 |

2 産業廃棄物関係

| No. | 事項 | 頁 | 内 容 | 担 当 課 | 施策等の取組状況 |
|-----|--------------------|-------|---|--------------------|--|
| 1 | 排出事業者等の自主的な取組の推進 | 47,53 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者等に対し、廃棄物処理に関する必要な情報の提供、講習会の実施、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等のための施設整備への支援などを実施する。 | 産業廃棄物課 産業創出課 | <ul style="list-style-type: none"> (産業廃棄物課) ・福島県産業廃棄物処理業務研修会、地区別適正処理研修会、戸別訪問指導事業等を実施した。 ・福島県産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業(うつくしまリサイクル施設等整備費補助金)を実施した。 (産業創出課) ・産業廃棄物の抑制技術、再利用技術の開発を行う企業を公募・選定し、その経費の一部を補助。平成18年度から平成21年度までに18企業に補助を行い、開発技術の導入により産業廃棄物の排出量が抑制されるなど、成果が活用されている。 |
| 2 | 多量排出事業者処理計画等の作成等推進 | 48,53 | <ul style="list-style-type: none"> ①多量排出事業者(法対象)へ減量化等計画・実施状況報告の届出指導を行う。 ②多量排出事業者(条例対象)へ減量化等計画・実施状況報告の届出指導を行う。 | 産業廃棄物課 (各地方振興局) | <ul style="list-style-type: none"> ・福島県産業廃棄物処理業務研修会及び地区別適正処理研修会において啓発を行った。 ・産業廃棄物関係施設等の監視指導要領に基づく定期的な立入検査時等に届出の指導を行った。 |
| 3 | 再生利用等のルートの確保 | 48 | <ul style="list-style-type: none"> ①福島県エコ・リサイクル製品認定製品の利用促進のため周知を図る。 ②県が行う工事、物品調達で、性能、数量、価格等を考慮の上、優先的な使用に配慮する。 ③排出事業等にリサイクルに関する情報提供を呼びかけ、リサイクル情報の蓄積を行うとともに、情報提供を行う。 | 環境共生課 技術管理課 | <ul style="list-style-type: none"> (環境共生課) ・福島県エコ・リサイクル製品認定状況 H18年度 2製品、H19年度 3製品、H20年度 2製品、H21年度 3製品 ・他に「エコ・リサイクル製品等使用拡大支援事業」、「エコ・リサイクル製品品質確認調査事業」を実施。 (技術管理課) ・福島県エコ・リサイクル製品の使用状況 H20年度 15箇所 5製品 計1,988千円、H21年度 2箇所 1製品 計 970千円 |

| No. | 事項 | 頁 | 内 容 | 担 当 課 | 施策等の取組状況 |
|-----|-------------------|-------|---|--------------------|--|
| 4 | 技術開発研究の促進等 | 48 | ①事業者が行うリサイクル技術の研究開発に対する補助、融資を行う。 ②福島県ハイテクプラザを中心にリサイクル等の技術研究開発、研究成果の企業移転、技術指導等の支援を行う。 | 産業創出課 | ・産業廃棄物の抑制技術、再利用技術の開発を行う企業を公募・選定し、その経費の一部を補助。平成18年度から平成21年度までに18企業に補助を行い、開発技術の導入により産業廃棄物の排出量が抑制されるなど、成果が活用されている。 ・平成19年度以降、「①酸化セリウム系ガラス研磨材のリサイクルに関する研究」、「②陶器瓦廃棄物の再利用促進」、「③石灰灰の再生利用推進」、「④電解加工廃液の再利用化技術の検討」の研究開発に技術指導を行っており、②～④については、今年度も継続して指導を行っている。 |
| 5 | 適正処理の徹底 | 48 | ①排出事業者や処理業者に対して立入検査、報告の徴収、許可の審査、講習会等の開催を行い、廃棄物処理法及び産業廃棄物条例の定める処理基準、委託基準等の遵守の徹底を図る。 | 産業廃棄物課 | 産業廃棄物関係施設等の監視指導要領を定め、定期的な立入検査、指導を実施した。 |
| | | 48 | ②排出事業者に対し、マニフェスト制度について制度の適正かつ厳正な運用を図る。特に電子マニフェスト制度について利用促進を図る。 | 不法投棄対策室 | ・排出事業者リストを作成し、パンフレットにより多量排出事業者、収集運搬業者及び各種産業団体に周知を図っている。また、電子マニフェスト普及のため、講習会及び操作研修会を実施している。 ・電子マニフェスト利用は、H18年度0.1%、H19年度2%、H20年度4%、H21年度8%と加入率は上昇している。 |
| | | 49 | ③自社の産業廃棄物を事業場外で自ら処理する場合について、産業廃棄物条例に基づき「産業廃棄物処理票」の交付を義務付けているため、排出事業者に対し、処理票の交付の徹底を図る。 | 産業廃棄物課 | ・産業廃棄物関係施設等の監視指導要領を定め、定期的な立入検査、指導を実施した。 |
| | | 49 | ④処理施設について「維持管理積立金制度」により適正な維持管理を確保する。 | 産業廃棄物課 | ・維持管理積立金の算定、通知を行うとともに、対象事業者に対し積立の適正な履行を指導した。 |
| | | 49 | ⑤産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度を有効活用できるよう情報提供を図る。 | 不法投棄対策室 | ・当該評価制度を受けた事業者の許可証には、優良性適合の旨記載し、県のホームページに掲載している。 ・平成22年7月末現在、優良性適合事業者は延べ35事業者となっている。 |
| 6 | 有害物質の削減 | 49 | ①産業廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用等の徹底により、焼却量を極力減少させるとともに、分別の徹底により焼却施設の使用目的にあてない産業廃棄物の混在を防いだうえで、廃棄物処理法に基づく焼却施設等の構造・維持管理基準やダイオキシン特別措置法に基づく排出基準等の遵守を徹底する。 | 産業廃棄物課 | ・産業廃棄物関係施設等の監視指導要領を定め、定期的な立入検査、指導を実施した。 ・廃棄物焼却炉の燃え殻等のダイオキシン類検査を実施した。 |
| | | 49 | ②廃棄物処理法の許可対象外となる小規模焼却炉については、廃棄物処理法に基づく焼却設備の構造基準に適合した施設の使用を指導する。 | 産業廃棄物課 | ・産業廃棄物関係施設等の監視指導要領を定め、定期的な立入検査、指導を実施した。 |
| | | 49 | ③RDF(ごみ固形化燃料)等の固形燃料を使用したボイラーについては、県生活環境の保全等に関する条例に基づくダイオキシン類の排出基準に適合した使用を指導する。 | 水・大気環境課 | ・県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況(ダイオキシン類の排出基準指導に係るもの)ボイラー 5基(3市町村) |
| | | 49 | ④PRTR法(化学物質排出把握管理促進法)に基づき、化学物質を含む産業廃棄物の適正処理のため、当該物質の量の把握と削減に取り組んでいく。 | 水・大気環境課 | ・PRTR法に基づく届出件数、届出移動量(トン)は、次のとおり。 H18年度 1,128件、10,051トン H19年度 1,107件、9,765トン H20年度 1,089件、8,115トン |
| 7 | 不法投棄、野焼き等の不適正処理対策 | 49,54 | ①市町村及び関係団体と連携を図り、不法投棄等の不適正処理の未然防止と早期発見に取り組む。 ②事後対策として、警察・市町村と連携し、原因者などに対し、原状回復を確実にに行わせる。 ③刑事、行政、民事等のあらゆる面で責任を追及し、不適正処理しにくい環境を作る。 | 不法投棄対策室 | ①以下の不法投棄防止対策を実施。 ・産業廃棄物不法投棄監視員によるパトロールの実施、・監視カメラの設置、 ・不法投棄防止啓発資材等作成・啓発の実施、・地域ぐるみ監視体制支援事業の実施 ・不法投棄監視業務委託(休日又は平日の夜間)、・産業廃棄物適正処理監視指導員の設置 ②原因者等に対する現状回復指導や悪質な法令違反に対しての警察への通報処理を行った。 ③悪質な法令違反についての刑事事件としての責任追及を行い、不適正処理の行いにくい環境づくりに努めた。 |
| 8 | 広域移動に伴う処理体制の整備 | 49 | ①県外から県内に移入する産業廃棄物については、一定程度まで抑制する。 ②県外廃棄物の事前届出制度を産業廃棄物処分業者に徹底させるとともに、制度を厳格に運用する。 | 産業廃棄物課 (各地方振興局) | ・条例に基づく県外産業廃棄物処分受託届出の受理及び届出に基づく指導を実施した。 |

| No. | 事項 | 頁 | 内 容 | 担 当 課 | 施策等の取組状況 |
|-----|--|----------|--|--------------------|--|
| 9 | 産業廃棄物の適正処理の推進(③) | 54 | ・県外産業廃棄物の処理業者への搬入については、産業廃棄物条例に基づく事前届出制度を適切に運用し、搬入量を一定程度に抑制するなど秩序ある処理体制を推進する。 | 産業廃棄物課 (各地方振興局) | ・条例に基づく県外産業廃棄物処分受託届出の受理及び届出に基づく指導を実施した。 |
| 10 | 処理施設設置の円滑な対応 | 50 | ①地元や町村や地域住民等への周知や協定などの締結等により合意形成を図る。 ②設置後、関係法令の遵守、情報公開により地域との共生を図る。 ③県民に対して、処理施設の必要性の普及、啓発を行う。 | 産業廃棄物課 | ・産業廃棄物処理指導要綱に基づき地元との合意形成について指導を実施した。 ・産業廃棄物関係施設等の監視指導要領を定め、定期的な立入検査、指導を実施した。 |
| 11 | 公共関与の推進 | 50 | ・地元や各関係機関との調整を図りながら、施設の種類、規模、整備手法、事業採算性等についても検討を行い、民間施設設置の動向等も考慮の上、計画を推進する。 | 一般廃棄物課 | ・計画予定地周辺の住民の反対意向が強く、また、計画の長期化による諸般の状況の変化により、現在は計画地での活動を休止している。 |
| 12 | 排出抑制、再生利用等による減量の推進(⑤) | 53 | ・処理業者に対し、再生利用等に関する各種研修会、講習会等を実施する。 ・排出事業者に対する各種研修会、講習会を実施する。 | 産業廃棄物課 | ・福島県産業廃棄物処理業務研修会及び地区別適正処理研修会を実施した。 |
| 13 | 排出抑制、再生利用等による減量の推進(③) 産業廃棄物の適正処理の推進 | 53 54 | ①事業者が行うリサイクル技術の研究開発に対する補助、融資を行う。 ②福島県ハイテクプラザを中心にリサイクル等の技術研究開発、研究成果の企業移転、技術指導等の支援を行う。 | 産業創出課 | ・産業廃棄物の抑制技術、再利用技術の開発を行う企業を公募・選定し、その経費の一部を補助。平成18年度から平成21年度までに18企業に補助を行い、開発技術の導入により産業廃棄物の排出量が抑制されるなど、成果が活用されている。 ・平成19年度以降、「①酸化セリウム系ガラス研磨材のリサイクルに関する研究」、「②陶器瓦廃棄物の再利用促進」、「③石炭灰の再生利用推進」、「④電解加工廃液の再利用化技術の検討」の研究開発に技術指導を行っており、②～④については、今年度も継続して指導を行っている。 |
| 14 | 排出抑制、再生利用等による減量の推進(④、⑦) | 53 | ①エコ・リサイクル製品の使用促進のための周知を行う。 ②再生処理施設等の再生利用等に必要な情報を提供する。 | 環境共生課 | H17年度 13製品認定 H18年度 2製品認定 H19年度 3製品認定 H20年度 2製品認定 H21年度 3製品認定 ・その他、「エコ・リサイクル製品等使用拡大支援事業」、「エコ・リサイクル製品品質確認調査事業」を行っている。 |
| 15 | 排出抑制、再生利用等による減量の推進(⑥) | 53 | ①県の公共事業等において、計画、設計段階から廃棄物の抑制や再生利用等を考慮する。 ②グリーン購入法に基づく調達やエコ・リサイクル製品の積極的な使用に努める。 | 環境共生課 技術管理課 | (環境共生課) ・福島県エコ・リサイクル製品認定状況 H18年度 2製品、H19年度 3製品、H20年度 2製品、H21年度 3製品 ・その他、「エコ・リサイクル製品等使用拡大支援事業」、「エコ・リサイクル製品品質確認調査事業」を実施。 (技術管理課) ・福島県エコ・リサイクル製品の使用状況 H20年度 15箇所 5製品 計1,988千円、H21年度 2箇所 1製品 計 970千円 |
| 16 | 産業廃棄物の適正処理の推進(④) | 54 | ・特別産業廃棄物や指定有害物質など適正処理が困難な廃棄物について、広域的な処理が必要なため、隣接県等との連携や情報交換等を行う。 | 産業廃棄物課 | ・適正処理が困難な廃棄物については、広域処理に係る協議会等の場で連携や情報交換等を実施した。 |
| 17 | 産業廃棄物処理施設の確保 | 54 | ・排出事業者に対して、廃棄物処理法に基づき自己処理のための必要な施設の設置、整備を指導する。 | 産業廃棄物課 | ・事業者への立入の際に、自己処理のための必要な施設の設置、整備についての指導を実施した。 |
| | | 54 | ①処理業者に対して、計画的な事業経営、経営基盤の安定強化、新規設置の際の地域的なバランスに配慮するよう指導する。 ②(独)環境再生保全機構融資事業等の融資制度に関する情報提供を行う。 | 産業廃棄物課 | ・産業廃棄物処理指導要綱に基づく事前協議で、処理施設の設置計画についての指導を実施した。 ・事業者への立入の際に、融資制度に関する情報提供を実施した。 |
| | | 54 | ・処理施設の設置に当たり、廃棄物処理法、産業廃棄物条例及び産業廃棄物処理指導要綱に基づき、地域住民等と合意形成を図るよう指導する。 | 産業廃棄物課 | ・産業廃棄物処理指導要綱に基づき地元との合意形成について指導を実施した。 |
| | | 54 | ①処理施設の維持管理に当たり、廃棄物処理法及び産業廃棄物条例に基づき、維持管理基準や関係法令を遵守させる。 ②廃棄物処理法及び産業廃棄物条例に基づき、情報公開を行わせるよう指導する。 | 産業廃棄物課 | ・産業廃棄物関係施設等の監視指導要領を定め、定期的な立入検査、指導を実施した。 |

| No. | 事項 | 頁 | 内 容 | 担 当 課 | 施策等の取組状況 |
|-----|--------------|----|---|--------|--|
| 17 | 産業廃棄物処理施設の確保 | 54 | ・埋立終了した最終処分場について、廃棄物処理法及び関係法令に基づき適正な維持管理を行うよう指導する。また、廃止後においては、指定区域として指定し、形質変更の指導・管理を行う。 | 産業廃棄物課 | ・埋立終了した最終処分場について、産業廃棄物関係施設等の監視指導要領に基づく定期的な立入検査等を実施した。 ・廃止後の処分場の形質変更にあたって、立入、指導を行った。 |
| | | 54 | ・企業の誘致に当たっては、産業廃棄物の再生利用等による減量の推進や適正処理の確保に配慮する。 | 企業立地課 | ・工場設置届出時に廃棄物の処理等を記載してもらうとともに、業者委託の場合には許可証の添付を義務づけている。また、工場設置届出時には、産業廃棄物課に内容の審査を依頼している。 |
| | | 54 | ・県中地区環境整備センター(仮称)に係る事業採算性等の検討を行い、継続的に取り組む。また、事業主体については、PFI手法も検討する。 | 一般廃棄物課 | ・計画予定地周辺の住民の反対意向が強く、また、計画の長期化による諸般の状況の変化により、現在は計画地での活動を休止している。 |
| | | 54 | ・県民に対し、処理施設の必要性について普及、啓発を行う。 | 産業廃棄物課 | ・産業廃棄物処理に対する理解の促進のため、産業廃棄物処理業者等が行う地域との交流会、地域の児童生徒等の企業見学などのための取組や啓発事業に対する補助を行った。 |

3 不法投棄防止対策

| No. | 事項 | 頁 | 内 容 | 担 当 課 | 施策等の取組状況 |
|-----|-----------------|----|--|---------|---|
| 1 | 不法投棄の未然防止 | 57 | ・産廃物適正処理監視指導員の複数体制の確立、夜間や休日等のパトロール体制など、一層の監視体制の充実・強化を図る。 | 不法投棄対策室 | ・産業廃棄物適正処理監視指導員は、平成18年度までに警察官OBを6地方振興局に配置し、不法投棄監視業務を実施している。 ・休日又は平日の夜間におけるパトロール体制は、不法投棄監視業務委託を行っており、平成21年度は6地方振興局において990日実施。 |
| 2 | 不法投棄防止のための啓発の強化 | 57 | ・原因者が不明な不法投棄物の撤去を行い、不法投棄防止意識の高揚を図る。 | 不法投棄対策室 | ・不法投棄廃棄物撤去エコトピア事業(～H19まで) H18年度 5回 約43トン 386人参加、H19年度 3回 約26トン ・地域ぐるみ監視体制づくり支援事業(普及・啓発、パトロール、撤去作業)(H20～) H20年度 13団体 7,617千円補助 H21年度 14団体 7,617千円補助 |

4 特定の廃棄物に関する対策

| No. | 事項 | 頁 | 内 容 | 担 当 課 | 施策等の取組状況 |
|-----|--------|----|---|----------------------------|---|
| 1 | PCB廃棄物 | 59 | 県内のPCB廃棄物のうち、トランス、コンデンサー、PCB油を室蘭市の処理施設で処理する。 | 産業廃棄物課 | ・県PCB廃棄物処理計画に基づき毎年度策定する処理実施計画により計画的に処理を実施した。 |
| 2 | アスベスト | 60 | ①建物解体業者や産廃処理業者等関係者への指導 ②処理施設の立入検査 | 産業廃棄物課 水・大気環境課 建築指導課 | (産業廃棄物課) ・産業廃棄物関係施設等の監視指導要領に基づく定期的な立入検査等を実施した。 (水・大気環境課) ・特定粉じん排出等作業実施届出数及び立入検査実施状況は、次のとおり。 H18年度 212件届出 179件立入検査、H19年度 170件届出 91件立入検査、 H20年度 93件届出 54件立入検査、H21年度 89件届出 87件立入検査 (建築指導課) ・届出書において吹き付けアスベストの有無を確認するとともに、環境部局と連携を図りながら適正なアスベスト除去指導を行っている。 |
| 3 | 感染性廃棄物 | 60 | ①感染性医療廃棄物処理マニュアル(平成16年3月改正)の普及・啓発 ②感染性廃棄物の排出・処理状況の把握 (※感染性医療廃棄物処理マニュアルは平成21年5月に改訂された) | 産業廃棄物課 | ・感染性廃棄物の処理施設への立入時、医療機関への医療監視時等に、マニュアルについて周知、啓発を行った。 ・産廃排出処理状況調査により毎年排出処理状況を把握した。 |

| No. | 事項 | 頁 | 内 容 | 担 当 課 | 施策等の取組状況 |
|-----|--|----|---|--------------------|---|
| 4 | 建設廃棄物 | 60 | ①建設リサイクル法に基づく建設工事等の届出指導 ②建設工事等の指導件数 ③分別解体の状況 ④再資源化の状況 | 建築指導課 | ①建設リサイクル法に基づく建設工事等の届出件数(7建設事務所及び5市)は、次のとおり。 H18年度 4,672件、H19年度 4,582件、H20年度 4,212件、H21年度 3,861件。 ②建設工事等の指導件数は(7建設事務所及び5市)は、次のとおり。 H18年度 45件、H19年度 32件、H20年度 18件、平成21年度 40件。 ③分別解体の状況については、H17年度からH21年度までの間、適正な分別解体工事を行うよう指導したのは1件のみ。 ④再資源化の状況(特定建設資材合計の割合)については、次のとおり。 H18年度 85.96%、H19年度 88.12%、H20年度 94.27%、H21年度 92.25%。 |
| 5 | 下水道汚泥 | 61 | ・下水汚泥処理総合計画に基づく取組み ①中期計画(平成17年度目標) 県内発生汚泥量(脱水ケーキで392トン/日)の概ね80%を焼却等により減量化し、概ね50%を建設資材や緑農地に有効利用。 ②長期計画(平成22年度目標) 県内発生汚泥量(脱水ケーキで461トン/日)の概ね100%を建設資材や緑農地に有効利用。 | 下水道課 | ① H18 75.8%、H19 74.5%、H20 83.8% ② 福島県下水汚泥処理総合計画(H18年3月策定) |
| 6 | 農業系産業廃棄物 (1)動物のふん尿(家畜排せつ物) | 61 | ・平成22年度の利用目標を210万6千トン(利用率90%)とする。 | 循環型農業課 | 資源循環支援システム確立事業では、平成17年度に地域支援センターを12地区設置、平成18年度に同センターを13地区設置。資源循環システム強化促進事業では、平成19年度に良質たい肥の幹旋システムを1地区、平成20年度に同システムを3地区に設けた。 |
| 7 | 農業系産業廃棄物 (2)農業系廃プラスチック類(農業用使用済プラスチック) | 62 | ・県内に地区推進協議会を設置し、檜枝岐村を除く全市町村を網羅する回収体制を整備し、組織的回収による処理量が増加している。 | 循環型農業課 | ・農業用廃プラスチックの適正処理量(回収量)は、次のとおり。 H17年度 1,113トン、H18年度 1,038トン、H19年度 1,282トン、H20年度 1,152トン、H21年度 1,114トン。 ・農業用廃プラスチックの適正処理率は、次のとおり。 H17年度 78.4%、H18年度 73.2%、H19年度 81.3%、H20年度 73.1%、H21年度 70.7%。 |
| 8 | 廃プラスチック類(農業系及び漁業系を除く) | 62 | ・分別、中間処理(破砕、溶融等)により、原料や燃料等として再生利用を推進する。 | 産業廃棄物課 | ・事業者への立入の際に、廃プラスチック類の再生利用推進の指導を実施した。 |
| 9 | 漁業系産業廃棄物 | 62 | ・県、関係市町、漁業団体で「漁業と環境を考える会議」を設置し、平成14年3月に、行動計画を策定し、漁業系廃棄物処理、清掃活動等の取組を実施。 | 水産課 | ・平成20年度において、廃船43隻中29隻を処理し、廃網84.5トン中77.5トンを処理し、廃金属(ワイヤー等)9.7トン中7.7トンを処理した。 |
| 10 | 使用済自動車 | 63 | ・自動車リサイクル法で、製造事業者等が達成すべきシュレッダーダストのリサイクル率は、平成17年度以降30%、平成22年度以降50%、平成27年度以降95%を目標としている。 | 不法投棄対策室 (経済産業省) | ・自動車メーカー(国内21社)ごとのシュレッダーダストの再資源化率(%)の実績は、次のとおり。 H17年度 48~70% H18年度 64~75% H19年度 64~78% H20年度 72~81% |
| 11 | 食品廃棄物 | 63 | ・食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者は、平成18年度までに食品循環資源の再生利用等の量を年間搬出量の20%以上とする。 | 循環型農業課 | ・平成20年度に実施した「食品廃棄物の発生量及び利活用状況等調査結果(平成19年度実績)」から、食品関連事業者全体での食品残さ推計年間発生量は272,500トン、そのうちリサイクル実施量は131,200トンであり、リサイクル実施率は48.1%。 |
| 12 | スラグ | 63 | ・資源有効利用促進法において、特定資源業種における副産物として、再生資源としての利用促進することとされており、今後も再生利用を促進する。 | 一般廃棄物課 産業廃棄物課 | ・産業廃棄物排出処理状況調査により毎年再生利用状況を把握した。 |
| 13 | 石炭灰及びばいじん | 63 | ・石炭灰及びばいじんについて、今後も再生利用を促進する。 | 産業廃棄物課 | ・産業廃棄物排出処理状況調査により毎年再生利用状況を把握した。 |
| 14 | パソコン及び小型二次電池 | 63 | ①資源有効利用促進法に基づき、製造事業者等におけるパソコンの再資源化率が、デスクトップパソコン(本体)50%以上、ノートブックパソコン20%以上、ブラウン管式表示装置55%以上、液晶式表示装置55%以上と定められている。 ②資源有効利用促進法に基づき、パソコン等に使用される小型二次電池(充電式電池)について、製造事業者の再資源化率を、ニカド電池60%以上、ニッケル水素電池55%以上、リチウムイオン電池30%以上、小型シール鉛電池50%以上と定められている。 | 一般廃棄物課 | ①平成21年度の再資源化実績(一般社団法人パソコン3R推進センター調べ) デスクトップパソコン本体 77.2% ノートブックパソコン 57.2% ブラウン管式表示装置 74.6% 液晶式表示装置 70.1% ②平成21年度の再資源化実績(一般社団法人小型二次電池再資源化センター調べ) ニカド電池 74%、ニッケル水素電池 77%、リチウムイオン電池 47%、 小型シール鉛蓄電池 51% |